

## 知財制度専門調査会(第1回)への意見

立教大学法学部 上野達弘

## 1 はじめに

標記第1回会合に出席できないため、事務局の依頼により、資料5に関して以下の通り愚見を申し述べます。

## 2 意見

## (1) 論点1について

論点1は、「デジタル・ネット社会における著作権制度の役割をどのように捉えるべきか」として、「精神的所有権（自然権的アプローチ）」と「創作へのインセンティブ（文化政策的アプローチ）」とが対比的に示された上で、前者の帰結として、「創作者の権利は最大限の尊重が必要。権利の制限は抑制的で必要最小限度」になるとされている。

たしかに、従来の議論によればこのような帰結が導かれるものと考えられるが、近時の議論においては、著作者の権利を憲法上の基本権に由来するとした上で、著作者と利用者を調整する役割を担うものとして著作権制度をとらえる考え方もあり得るように思われる<sup>1</sup>。

## (2) 論点2について

論点2は、「デジタル・ネット社会の進展の中で著作権制度が不適合を起こしている点はどこにあるか」として、いくつかの具体的な問題提起がなされている。それらの課題はいずれも検討すべき重要なものとする。

とりわけ著作権法において限定列挙された権利制限規定は、それが従来の議論によって厳格解釈されてきたことから諸問題を生じさせていることはたしかであり、立法論としても様々な可能性を検討することは意義のあることと考える<sup>2 3</sup>。

もっとも、著作権制度はあくまで社会の一要因に過ぎないことからすれば、現実的にみて、著作権制度の改革が、「社会経済全体の活力の向上」等の実現にとってどれほどの効果をもたらす得るのかについては、慎重な判断が必要となるように思われる。

以上

<sup>1</sup> 上野達弘「著作物の改変と著作者人格権をめぐる一考察 —ドイツ著作権法における『利益衡量』からの示唆— (二・完)」民商法雑誌120巻6号959頁以下(1999年)、同「引用をめぐる要件論の再構成」『著作権法と民法の現代的課題』半田正夫先生古稀記念(法学書院、2003年)307頁参照。

<sup>2</sup> 上野達弘「著作権法における権利制限規定の再検討—日本版フェア・ユースの可能性—」コピーライト560号2頁(2007年)参照。

<sup>3</sup> なお、著作権法上の権利制限については、著作権法学会(2008年5月24日)のシンポジウムにおいても検討される予定である。